令和5年度長久手市児童館昼食場所利用について(小学生対象)

土曜日、学校行事の代休日、長期休暇等については、保護者からの申込により、児童館内で 昼食をとることができます。

この児童館昼食場所利用申込は、一般来館児童を対象にしています。<u>児童 クラブとは異なり、児童をお預かりするものではなく、昼食場所の提供のみ</u>となりますので、御理解をお願いします。

1 対象

保護者が居宅外で就労しているなどのため、昼食時間に留守家庭となる市内在住・在学の 小学生

2 利用可能時間

児童館の開館中(なお、昼食時間は、おおむね正午から午後1時までの間とします。) ※長期休暇中に限り、就労等の都合上、午前9時からの来館では間に合わない場合には、午前8時30分以降から御利用が可能です。

3 昼食場所

各児童館の指定された場所

4 衛生管理等

児童の持参する昼食については、児童館職員が所定の場所で保管します。なお、弁当の保 冷管理はできませんので、出来る限り腐りにくいものを持たせ、個人で保冷袋を用意するな ど、各家庭の責任において、弁当を持参してください。児童館では、食中毒、誤食等につい ては責任を負いません。

菓子やジュース類の持ち込みは禁止です。

5 利用について

(1) 4月1日から翌年3月31日までのうち、以下の期間にて利用が可能です。

ア 春休み 4月1日から1学期始業式まで

※始業式から給食開始日前日までの期間は新1年生のみ利用可能です。

- イ 夏休み
- ウ 冬休み
- エ 春休み 修了式から3月31日まで
- 才 十曜日
- カ 学校行事の代休日
- キ 学校が定める休日

(2) 利用の際には、**必ず1週間前までに**、利用日を児童館まで御連絡ください。キャンセルする場合もお早めに御連絡をお願いいたします。

6 申込方法

- (1) 児童館昼食場所利用申込書に、同居している保護者全員の就労状況を記入し、希望する 児童館に提出してください。
- (2) <u>申込書は保護者が記入し、各児童館に提出してください(児童が申込書を持ってきた場</u>合は、受付できません)。
- (3) きょうだいで申込みをされる場合は、1枚の用紙で申し込んでください。
- (4) 申込書は年度ごとに受付けます(学期ごとに出す必要はありません)。

7 受付期間

利用希望日の1週間前までに、希望する児童館に申し込んでください。

※長期休暇の間利用希望の方は、休暇開始1週間前までを目安に申し込んでください。

8 その他

- (1) 申込内容に虚偽があった場合、児童館の規則に従わない場合などには、利用をお断りすることがあります。
- (2) 保護者の就労場所、連絡先等に変更があった場合は、再度申込書を提出してください。
- (3) 保護者の就労のない日は、児童館で昼食を食べることはできません。
- (4) 昼食場所での集団指導は行いません。昼食場所の提供のみとなります。
- (5) 児童クラブ員は、児童クラブ開設日には利用できません。
- (6) 内容確認等の連絡手段としてショートメッセージを利用する場合がありますので、御承知おきください。

問合せ先:子ども未来課児童係(直通10561-56-0616)

または市HP(http://www.city.nagakute.lg.jp/)の「子育て・教育」→「子育て関連施設」

→「児童館」→「こどもひろば」→「児童館昼食場所利用申込制度」のページを御覧ください。

市公式サイト「児童館昼食場所利用申込制度」ページQRコードはこちら→

